平成２７年（フ）第４９６号
静岡市清水区殿沢２丁目１番16号　ハイツスルガ101、旧住所静岡市清水区草薙北１番１号　サトリオ草薙201
債務者　山田　祥浩
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８号
長崎県佐世保市東浜町５番地１
債務者　山崎　隆次
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
長崎県佐世保市大潟町678番地　大潟南宿舎３棟203号、前住所熊本県熊本市保田窪本町13番８号
債務者　切通麻衣子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目16番１号　泉福寺住宅３号館801、前住所長崎県佐世保市矢峰町172番地６　佐々木コーポ202
債務者　畳屋美佐恵（旧姓三浦・中尾）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
長崎県佐世保市万徳町１番24号、前住所長崎県佐世保市天神町1769番地13
債務者　片桐　龍雄
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
長崎県佐世保市白南風町６番８号　２階真ん中
債務者　緒方　督久
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４９７号
静岡市葵区竜南１丁目６番15号、旧住所神奈川県厚木市長谷381番地１　テラス長谷８－４
債務者　滝　　邦男
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８４２１号
東京都練馬区下石神井２丁目33―14
債務者　西村　憲一
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４４号
静岡県磐田市鳥之瀬114番地　サンルート鳥之瀬２－Ｂ、前住所静岡県磐田市一言3092番地　エクレール磐田523号
債務者　泉　　利夫
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
静岡県磐田市鳥之瀬114番地　サンルート鳥之瀬２－Ｂ、前住所静岡県磐田市一言3092番地　エクレール磐田523号
債務者　泉　　昌子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
静岡県袋井市豊沢1012番地の17　ｔｏｙｏｓａｗａ　ｈｉｌｌ’ｓⅡ
債務者　谷越　祐司
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１１号
神奈川県横須賀市太田和１丁目６番10号
破産者　株式会社島清
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１１０号
千葉県四街道市美しが丘３丁目25番３号（サニーコートＢ棟103号）
破産者　林　　和世
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２９号
千葉県富津市上後248番地
破産者　渡邉　　登
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２０３８０号
千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目23―１コスモ新検見川２―106、開始決定時の住所千葉県千葉市花見川区瑞穂３丁目19―２
破産者　青木　洋一
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部